

## 意見の概要および市の考え方

No	意見の概要	意見数	市の考え方
<b>I 参加登録証の削除について</b>			
1	<p>(1) 参加登録証の交付を削除することにより、各個人の意識が薄れるように感じる。</p> <p>団体であれば活動拠点に登録証を掲示することができ団体の構成員一人一人に意識が生まれるように感じる。</p> <p>(2) 参加登録証を診察券サイズにすることにより、個人登録者は持ち歩くことができ、ロコミで広がっていく可能性がある。</p> <p>また、携帯することにより美しい彦根をつくろうという意識も高まるのではないかと思う。</p> <p>手続きの簡素化よりも、市民への浸透の方法を優先して考えるべきである。</p>	1件	<p>(1) 登録をしても活動を行わない人が約半数もいる現状からすると、そもそも参加登録証は個人の意識の高揚に役立っていない可能性が高いと思われます。</p> <p>また、参加登録証とは別に交付している活動報告書は、携帯可能なサイズであるだけでなく、内容も「彦」の交付額の基礎となる活動回数を記録するものであるため、登録資格があることのみを証明する参加登録証よりも意識の高揚という点で役立っていると考えます。</p> <p>このため、意識の高揚のために参加登録証を交付する必要性は乏しいと考えます。よって、素案の通りとさせていただきます。</p> <p>なお、登録者の意識の高揚を図る手段については別途検討させていただきます。</p> <p>(2) 市民への浸透方法としては、広報やホームページだけでなく、出前講座の実施やイベント等でのPRのほか、折に触れて報道機関への資料提供なども行っています。</p> <p>また、毎年数百名単位で登録者が増加しているところ、既登録者の紹介によって本制度を知った人も多く、既に一定のクチコミ効果はあるものと認識しています。</p> <p>今後も手続きの効率化と市民への浸透を両立させる方法を検討してまいります。</p>

II 活動報告の自己申告制について			
2	<p>(1) 換金できる制度であるにも関わらず、自己申告制でチェック機能がないというのは大変問題である。われわれの税金の最終使用用途が全く不明瞭である。</p> <p>一部の団体の一部の人たちが不正を働き、飲食にそのお金を使用してもチェック機能がないため、確認しようがなく止めることができないという現実に大変疑問を感じる。</p> <p>(2) 実際に活動していなくても、一部の人の代筆でも申告できるという問題点を解決するために、市指定の活動に対してのみ「彦」を発行し、活動報告書も民間のポイントカードのようにポイントを加算していけるものに変え、実際にその活動に参加していないと「彦」を発行してもらえない制度にすべきと考える。</p> <p>そうすることにより代筆防止につながり、ポイントカードにすれば貯まっていくのも確認でき意識がさらに高まっていくと感じる。ポイントは彦根市のホームページ上でも登録番号を入力すれば確認可能なようにすれば、彦根市のホームページの閲覧率もあがり、いろいろな情報を市民へもっと伝えやすいのではと思う。</p>	1 件	<p>(1) 活動報告を自己申告制としているのは、活動(最大 52 回分)全てに証拠写真などを求めると、登録者に負担となるだけでなく、その確認事務も膨大なものとなることから、登録者・市双方に過剰な負担をかけない簡便な報告方式としたためです。このような事情も踏まえ、美しいひこね創造事業は登録者の善意に基づく制度として発足した経緯があります。</p> <p>もともと、登録団体が「彦」の取得や換金にあたり不正な行為等を行った場合には、団体登録の抹消のほか、換金額の返還請求等の手段をとることができる旨条例上規定しています。(美しいひこね創造条例第 25 条、第 27 条および第 28 条参照*)</p> <p>今後制度の公正性・透明性を高めることで税金の投入先として市民の皆様へ納得していただける制度となるよう努めます。</p> <p>(2) ご提案の活動形態等については、自己申告制によらない新たな活動形態に関するご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
III 登録団体への換金について			
3	<p>(1) 換金となると不正が生まれ利権がからむ可能性も含む。また個人へは換金せず団体にのみ換金する点に不公平感も生じる。</p> <p>(2) 団体に特別処置を与えるならば、換金ではなく車いすやパイプ椅子など拠点とする施設で活用できるものや市内の学校や保育園などに書籍や</p>	1 件	<p>(1) 不正や利権の問題については、換金制度の課題として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、個人への換金を認めていない理由は、換金可能とすると円と同等の価値を持つものとして現実に課税される可能性が高く、税務申告が必要となるなど却って登録者に負担となるおそ</p>

	子供たちが使用する備品への寄付、彦根市の美化につながる活動支援に使用する備品などに交換などとしたらどうだろうか。		れがあるからです。なお、登録団体の換金については、人格なき社団や公益法人に対する寄附行為として非課税とされています。 (2) ご提案の物品給付については、換金に代わる特別措置に関するご意見として今後の参考とさせていただきます。
<b>IV 美しいひこね創造事業について</b>			
4	彦根市を美しくしていこうという活動を評価し支援する制度自体は、大変にいいことだと感じるので、経費削減で手続きの簡素化を図ることも理解はできるが、市民としては実際により市民へ浸透させる方法・この制度を活かして彦根市を美しくする方法を検討してもらいたい。	1件	本制度の趣旨に賛同いただいているものと理解します。 もともと、本市の財政状況は楽観できるものではないため、持続可能な財政基盤の確立に向けて限られた財源の中で行政運営することが求められており、本制度についても例外ではありません。 今後の本制度のあり方についてもこのような状況を踏まえ費用対効果を斟酌しながら検討してまいります。

〔参考〕美しいひこね創造条例（抜粋）

（遵守事項）

第25条 登録団体は、彦を取得するために、この条例に違反する不正または不当な行為をしてはならない。

2 市民は、登録団体に対し、自らが利益を受けるために、不正または不当な働き掛けをしてはならない。

（団体の登録の抹消）

第27条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 第25条第1項の規定に違反し、彦を取得したとき。
- (2) 活動を休止し、または廃止したとき。
- (3) 登録資格がなくなったとき。
- (4) 登録団体から登録の抹消の申出があったとき。
- (5) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき理由が生じたとき。

（返還の請求）

第 28 条 市長は、この条例に違反し、または偽りその他不正な手段により彦の換金を受けた者があるときは、換金額の決定を取り消し、もしくは変更し、または換金額の全部もしくは一部を返還させることができる。